旭川医科大学病院診療情報管理委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年10月10日病院長裁定)

旭川医科大学病院診療情報管理委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院診療情報管理委員会細則(平成16年12月8日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

		<u> </u>
	改正後	現行
	(略)	(略)
(組織)		(組織)
第4条	委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)	各診療科の科長のうちから 若干人	(1) 各診療科の科長のうちから 若干人
(2)	各診療科の外来医長又は病棟医長のうちから 若干人	(2) 各診療科の外来医長又は病棟医長のうちから 若干人
(3)	中央診療施設等の部長若しくはセンター長又は副部長若しく	(3) 中央診療施設等の部長若しくはセンター長又は副部長若しく
V	は副センター長のうちから 若干人	は副センター長のうちから 若干人
(4)	看護部長	(4) 看護部長
(5)	看護師長のうちから 若干人	(5) 看護師長のうちから 若干人
(6)	薬剤部長	(6) 薬剤部長
(7)	経営企画部長	(7) 経営企画部長
(8)	経営企画部副部長(医療情報担当)	(8) 経営企画部副部長 (医療情報担当)
(9)	<u>医事課長</u>	(9) <u>経営企画課長</u>
(10)	その他病院長が必要と認める者	(10) その他病院長が必要と認める者
	(略)	(略)
(庶務)		(庶務)
第10条	₹ 委員会の庶務は <mark>,医事課</mark> において処理する。	第10条 委員会の庶務は <u>経営企画課</u> において処理する。

(略)
<u>附 則</u>
<u>この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u>
【改正理由】
令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。